

8 指 第 4 6 4 号
令和 8 年 9 月 2 9 日

(一社) 京都府建設業協会会長 様

京都府建設交通部長
(公 印 省 略)

建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査
の申請の時期、方法等を定めた告示の一部改正について (送付)

建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の時期、方法等を
定めた告示について、下記のとおりその一部を改正し、京都府公報第 491 号で告示しました
ので、参考に送付します。

記

1 改正事項

- ・ 建入札契約制度の改善を図るため、等級区分を見直し、主観点項目を追加、並びに主
観点項目による審査対象を府内業者のみに変更
- ・ 令和元年度の建設業法等の一部改正により令和 7 年 10 月 1 日以降に建設業許可を保
有する建設業者は社会保険加入を満たしていることとなったため、社会保険加入の確
認に関する事項を削除
- ・ 別記としていた申請様式を別に定めるものとして、告示から削除

2 施 行 日

令和 8 年 1 1 月 1 日

京都府建設交通部 指導検査課 調整係 TEL:075-414-5228 FAX:075-414-5183
--

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○落札者の決定 (広報課)	675
○地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した告示の一部改正 (会計課)	676
○障害者自立支援医療特別対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (障害者支援課)	676

○建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の時期、方法等を定めた告示の一部を改正する告示 (指導検査課)	676
公 告	
○一般競争入札の実施 (入札課)	677
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (中丹広域振興局)	680

告 示

京都府告示第488号

落札者を次のとおり決定した。

令和8年9月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 委託業務の名称及び数量
全世帯配布広報紙各戸配布業務(京都市)委託一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府広報課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

- 3 落札決定日
令和8年9月1日
- 4 落札者の名称及び所在地
株式会社日本情報サービス
京都市南区吉祥院嶋笠井町48
- 5 落札金額
82,331,251円
- 6 契約の方法
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和8年7月14日

京都府告示第489号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した告示(令和6年京都府告示第374号)の一部を次のように改正する。

令和8年9月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表に次のように加える。

株式会社エフレジ	大阪市北区大深町 4 の 20 グランフロント大阪タワー A	植物園寄附金	8. 8. 25
----------	--------------------------------	--------	----------

京都府告示第490号

障害者自立支援医療特別対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 9 月 29 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

障害者自立支援医療特別対策事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

障害者自立支援医療特別対策事業費補助金交付要綱（平成20年京都府告示第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「合計額」を「合計額に」に、「額に」を「額に、それぞれ」に改め、同条第2号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

京都府告示第491号

建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の時期、方法等を定めた告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 9 月 29 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の時期、方法等を定めた告示の一部を改正する告示

建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の時期、方法等を定めた告示（昭和40年京都府告示第75号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の時期、方法等

第1条第1号中「国土交通大臣又は都道府県知事の許可」を「許可（以下「建設業許可」という。）」に改め、同条第3号中「建設工事入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）」を「別に定める様式による建設工事入札参加資格審査申請書（）」に改め、同条第5号中「（以下「経営事項審査の告示」という。）」を削り、同条第9号を削る。

第2条第2項中「建設業法に基づき」を削り、「許可」を「建設業許可」に改め、同項第1号中「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤ」を「AA、A、B、C及びD」に改め、同項第2号中「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの5等級」を「AA、A、B、C及びDの6等級」に改め、同項第3号中「舗装工事及び造園工事」を「及び舗装工事」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 造園工事を請け負う者 A、B及びCの3等級

第3条第2項中「建設業法に基づき」を削り、「許可」を「建設業許可」に、「から第8号まで及び第11号から第14号まで」を「及び第2号」に改め、同項第5号及び第6号中「の取得」を削り、同項第14号中「以下「協力雇用」という。」を削り、同項に次の5号を加える。

(15) 知事が別に定める人権擁護運動の実施の状況

(16) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条の規定による認定（以下「えるはし認定」という。）の有無

(17) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定による認定（以下「くるみん認定」という。）の有無

(18) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定による認定（以下「ユースエール認定」という。）の有無

(19) 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス企業認証（以下「京都モデルWLB認証」という。）の有無

第4条第1項中「2通」を削る。

第5条の表の2の項中「営業所一覧表（別記第2号様式）」を「別に定める様式による営業所一覧表」に改め、同表の4の項中「府税納税証明書（別記第3号様式）」を「別に定める様式による府税納税証明書」に改め、同表の5の項中「建築業法施行規則」を「建設業法施行規則」に改め、同表の7の項中「とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書（別記第3号の2様式）」を「別に定める様式によるとび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書」に改め、同表の8の項中「とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書（別記第3号の3様式）」を「別に定める様式によるとび・土工・コンク

リート工事の工事経歴書」に改め、同表の9の項中

「

1	1
---	---

」を「

1	/
---	---

」に改め、同表の10の

項中「障害者雇用状況申告書（別記第3号の4様式）」を「別に定める様式による障害者雇用状況申告書」に、

「

1	1
---	---

」を「

1	/
---	---

」に改め、同表の11の

項中「建設機械保有状況申告書（別記第3号の5様式）」を「別に定める様式による建設機械保有状況申告書」に改め、同表の12の項中「建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者名簿（別記第3号の6様式）」を「別に定める様式による建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者名簿」に改め、同表の13の項、14の項及

び15の項中「

1	1
---	---

」を「

1	/
---	---

」に改め、

同表の17の項を削り、同表の16の項中「資本関係に関する事項等の申告書（業態調査）（別記第3号の7様式）」を「別に定める様式による資本関係に関する事項等の申告書（業態調査）」に改め、同表中同項を21の項とし、15の項の次に次のように加える。

16	別に定める様式による人権擁護運動に関する取組状況申告書	1	/
17	えるほし認定に関する「基準適合一般事業主認定通知書」の写し	1	/
18	くるみん認定に関する「基準適合一般事業主認定通知書」の写し	1	/
19	ユースエール認定に関する「基準適合事業主認定通知書」の写し	1	/
20	京都モデルWLB認証に関する認証書の写し	1	/

第5条の表の注中「建設業許可申請書、」を削る。

第7条中「建設工事入札参加資格審査結果通知書（別記第4号様式）」を「別に定める様式による建設工事入札参加資格審査結果通知書」に改める。

第9条第1項中「建設工事入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第5号様式）」を「別に定める様式による建設工事入札参加資格審査申請書記載事項変更届（）」に改める。

第10条第3項中「建設工事入札参加資格承継申請書（別記第6号様式）」を「別に定める様式による建設工事入札参加資格承継申請書（）」に改め、同条第6項中「建設業法第3条の規定による許可」を「建設業許可」に改める。

第11条第1項中「と認められる」を「こととなつたと

認めるとき又は建設業許可を取り消された」に、「取り消し」を「取り消すとともに」に改め、同条第3項中「建設工事入札参加資格取消通知書（別記第7号様式）」を「別に定める様式による建設工事入札参加資格取消通知書」に改める。

別記第1号様式から別記第7号様式までを削る。

附 則

この告示は、令和8年11月1日から施行し、令和9年度の資格審査から適用する。

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和8年9月29日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び予定数量

ア 凍結防止剤（塩化ナトリウム） 1トン入250袋、500キログラム入1,460袋、25キログラム入800袋

イ 凍結防止剤（塩化ナトリウム） 1トン入1,100袋、25キログラム入2,600袋

ウ 凍結防止剤（塩化ナトリウム） 1トン入450袋、500キログラム入1,760袋、25キログラム入800袋

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 納入場所

仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5428

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

ア 凍結防止剤 (塩化ナトリウム) 1 トン入250袋、500キログラム入1,460袋、25キログラム入800袋

〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21
京都府南丹土木事務所
電話番号 (0771) 62-0025

イ 凍結防止剤 (塩化ナトリウム) 1 トン入1,100袋、25キログラム入2,600袋

〒602-0055 福知山市篠尾新町一丁目91
京都府中丹西土木事務所
電話番号 (0773) 22-5115

ウ 凍結防止剤 (塩化ナトリウム) 1 トン入450袋、500キログラム入1,760袋、25キログラム入800袋

〒626-0044 宮津市宇吉原2586-2
京都府丹後土木事務所
電話番号 (0772) 22-3244

(3) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和 8 年 9 月 29 日 (火) から令和 8 年 10 月 21 日 (水) まで (日曜日、土曜日及び祝日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間 (正午から午後 1 時までの間を除く。) に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 8 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示 (令和 8 年京都府告示第 2 号) に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「土木建築・農林水産業用資材」一小分類「凍結防止剤」

(3) 4 の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「確認申請書」という。) の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 過去 2 年間に 1 の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができると認められる者である

こと。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料 (以下「申請書等」という。) を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2 の(3)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者 (以下「電子入札者」という。) は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明 (当該案件の「案件に参加する」をクリック) をもって提出したものととする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第 19 条の規定により書面による入札等の承諾を得た者 (以下「紙入札者」という。) は、(1)の期間内に、2 の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送 ((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。) により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3 の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

2 の(1)に同じ。

(イ) 原則として、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和 8 年 10 月 7 日 (水) 午後 5 時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和 8 年 11 月 9 日 (月) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで及び令和 8 年 11 月 10 日 (火) 午前 8 時 30 分から午後 3 時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和 8 年 11 月 9 日 (月) 午後 5 時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
藪ノ内町
京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和 8 年 11 月 10 日（火）午後 3 時 15 分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送（郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。）により提出すること。

ウ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1 の(1)に示す「塩化ナトリウム規格ごとの単価（税込）」の金額とし、入札書に記載する金額には、搬入費・環境設定費用等、納入場所渡しに要する一切の諸経費を含めること。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3 に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。）をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 1 の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

サ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

シ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

(1) 1 から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。

(4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。

(5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be

purchased

- a. Anti-freezing agent (sodium chloride) 250bags (1tonne per bag), 1,460bags (500kg per bag), 800bags (25kg per bag)
- b. Anti-freezing agent (sodium chloride) 1,100bags (1tonne per bag), 2,600bags (25kg per bag)
- c. Anti-freezing agent (sodium chloride) 450bags (1tonne per bag), 1,760bags (500kg per bag), 800bags (25kg per bag)

(2) Bidding method

Electronic bidding system

(3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation

From 8:30 AM to 5:15 PM from Tuesday, September 29, 2026 to Wednesday, October 21, 2026 (except for Sundays, Saturdays and public holidays)

(4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday, November 9, 2026 and from 8:30 AM to 3:00 PM on Tuesday, November 10, 2026

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(5) Deadline for tender by mail

5:00 PM on Monday, November 9, 2026

(6) The time, date and place for the opening of tender

3:15 PM on Tuesday, November 10, 2026

Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

(7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, 602-8570, Japan

TEL: (075) 414-5428 FAX: (075) 414-5450

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 29 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社藤屋

福知山市東野町1番地

代表取締役 後藤 弘和

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

バザールタウン福知山店

福知山市字堀小字上高田2155番1ほか

ウ 変更の内容

変更した 事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社藤屋 福知山市字上紺屋15番地 代表取締役 佐藤 総二郎	株式会社藤屋 福知山市東野町1番地 代表取締役 後藤 弘和	令 7. 5. 13 ほか	設置者の住所及び代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社さとう 福知山市字上紺屋15番地 代表取締役 佐藤 総二郎	株式会社さとう 福知山市東野町1番地 代表取締役 佐藤 祥一		小売業を行う者の住所及び代表者の変更のため

(2) 届出年月日

令和 8 年 9 月 10 日

(3) 縦覧場所

京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(4) 縦覧期間

令和 8 年 9 月 29 日から令和 9 年 1 月 29 日まで

(5) 意見書の提出先

京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(ア) 株式会社さとう

福知山市東野町1番地

代表取締役 佐藤 祥一

(イ) 株式会社ユタカファーマシー

大垣市林町十丁目1339番地1

代表取締役 錦織 征紀

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

舞鶴上安パーク

舞鶴市字上安小字糖ヶ坪69番1ほか

ウ 変更の内容

変更した事	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	変更理由
大規模小売店舗の名称	(仮称) 舞鶴上安パーク	舞鶴上安パーク	令 4. 5. 26	店舗名称確定のため
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社さとう 福知山市宇上紺屋15番地 代表取締役 佐藤 総二郎	株式会社さとう 福知山市東野町1番地 代表取締役 佐藤 祥一	7. 5. 13 ほか	設置者の住所及び代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社さとう 福知山市宇上紺屋15番地 代表取締役 佐藤 総二郎	株式会社さとう 福知山市東野町1番地 代表取締役 佐藤 祥一		小売業を行う者の住所及び代表者の変更のため

(2) 届出年月日

令和 8 年 9 月 10 日

(3) 縦覧場所

京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

(4) 縦覧期間

令和 8 年 9 月 29 日から令和 9 年 1 月 29 日まで

(5) 意見書の提出先

京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の時期、方法等（昭和40年京都府告示第75号）の一部を改正する告示

現行	改正後（案）	備考
（新設） （競争入札に参加することができない者） 第1条 次の各号のいずれかに該当する者は、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の競争入札に参加することができない。 (1) 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者 (2) 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者 (3) <u>建設工事入札参加資格審査申請書</u>（別記第1号様式。以下「資格審査申請書」という。）を提出するときに府税、消費税又は地方消費税を滞納している者 (4) （略） (5) 建設工事の競争入札の参加資格の審査（以下「資格審査」という。）を行う会計年度（府の会計年度	<u>建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請の時期、方法等</u> （競争入札に参加することができない者） 第1条 次の各号のいずれかに該当する者は、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の競争入札に参加することができない。 (1) 建設業法第3条の規定による許可（以下「建設業許可」という。）を受けていない者 (2) 特別の理由がある場合を除くほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者 (3) <u>別に定める様式による建設工事入札参加資格審査申請書</u>（以下「資格審査申請書」という。）を提出するときに府税、消費税又は地方消費税を滞納している者 (4) （略） (5) 建設工事の競争入札の参加資格の審査（以下「資格審査」という。）を行う会計年度（府の会計年度	題名の新設 規定整備 様式の規定方法の見直し

1/13

をいう。以下同じ。）の前会計年度の11月1日（以下「資格審査基準日」という。）の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査であつて、平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）に規定する基準によるものをいい、同法第27条の28に規定する再審査（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第20条第2項に該当する再審査に限る。）を含む。以下同じ。）を受けていない者 (6)～(8) （略） (9) <u>建設業法施行規則第21条の4に規定する総合評価値通知書（経営事項審査の告示第1の4の1の(1)に規定する雇用保険（以下「雇用保険」という。）並びに経営事項審査の告示第1の4の1の(2)に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっている総合評価値通知書に限る。）の提出をすることができない者（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の「加入」又は「適用除外」を証明する書類の提出をすることができる者を除く。）</u>	をいう。以下同じ。）の前会計年度の11月1日（以下「資格審査基準日」という。）の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査であつて、平成20年国土交通省告示第85号_____に規定する基準によるものをいい、同法第27条の28に規定する再審査（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第20条第2項に該当する再審査に限る。）を含む。以下同じ。）を受けていない者 (6)～(8) （略） (削る)	引用条項を削除したため 建設業法等の一部改正により建設業者の社会保険加入状況を確認できるようになったため
--	---	--

2/13

(競争入札参加者の資格) 第2条 (略) 2 前項の建設工事の競争入札に参加することができる者のうち、府内業者(建設業法に基づき京都府知事の許可を受けている者及び府の区域内に主たる営業所を有する者で国土交通大臣の許可を受けているものをいう。以下同じ。)で、次の各号に掲げる者については、次条に定めるところによる資格審査の結果に基づき、当該各号に掲げる等級を付して資格があるものとする。 (1) 土木一式工事を請け負う者 S、<u>I、II、III、IV及びV</u>の6等級 (2) 建築一式工事を請け負う者 S、<u>I、II、III及びIV</u>の5等級 (3) 電気工事、管工事、舗装工事及び造園工事を請け負う者 <u>I、II及びIII</u>の3等級 (追加) (資格審査) 第3条 (略) 2 資格審査の項目は、次に掲げるもの(府外業者(他の都道府県の区域内に主たる営業所を有する者で建設	(競争入札参加者の資格) 第2条 (略) 2 前項の建設工事の競争入札に参加することができる者のうち、府内業者(<u> </u> 京都府知事の建設業許可を受けている者及び府の区域内に主たる営業所を有する者で国土交通大臣の建設業許可を受けているものをいう。以下同じ。)で、次の各号に掲げる者については、次条に定めるところによる資格審査の結果に基づき、当該各号に掲げる等級を付して資格があるものとする。 (1) 土木一式工事を請け負う者 S、<u>AA、A、B、C及びD</u>の6等級 (2) 建築一式工事を請け負う者 S、<u>AA、A、B、C及びD</u>の6等級 (3) 電気工事、管工事及び舗装工事 <u> </u> を請け負う者 <u>I、II及びIII</u>の3等級 (4) <u>造園工事を請け負う者 A、B及びCの3等級</u> (資格審査) 第3条 (略) 2 資格審査の項目は、次に掲げるもの(府外業者(他の都道府県の区域内に主たる営業所を有する者で国土	規定整備 規定整備 等級の表記方法の見直し 等級の表記方法及び等級区分数の見直し 等級の表記方法及び等級区分数の見直し 等級の表記方法及び等級区分数の見直し 規定整備
---	--	--

3/13

業法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けているものをいう。以下同じ。)にあつては、第1号から第8号まで及び第11号から第14号までに掲げるもの)とする。 (1)～(4) (略) (5) 国際標準化機構が定めたISO9001に適合している旨の認証の取得の有無 (6) 国際標準化機構が定めたISO14001その他知事が別に定める環境マネジメントシステムに適合している旨の認証の取得の有無 (7)～(13) (略) (14) 京都保護観察所の登録を受けた協力雇用主としての保護観察対象者等(更生保護法(平成19年法律第88号)第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条第1項に規定する更生緊急保護を受けている者をいう。以下同じ。)の雇用(その引き続き雇用される期間が3月に満たない場合の雇用を除く。以下「協力雇用」という。)の有無 (追加) (追加)	交通大臣又は都道府県知事の建設業許可 <u> </u> を受けているものをいう。以下同じ。)にあつては、第1号及び第2号 <u> </u> に掲げるもの)とする。 (1)～(4) (略) (5) 国際標準化機構が定めたISO9001に適合している旨の認証 <u> </u> の有無 (6) 国際標準化機構が定めたISO14001その他知事が別に定める環境マネジメントシステムに適合している旨の認証 <u> </u> の有無 (7)～(13) (略) (14) 京都保護観察所の登録を受けた協力雇用主としての保護観察対象者等(更生保護法(平成19年法律第88号)第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条第1項に規定する更生緊急保護を受けている者をいう。以下同じ。)の雇用(その引き続き雇用される期間が3月に満たない場合の雇用を除く。 <u> </u>)の有無 (15) <u>知事が別に定める人権擁護運動の実施の状況</u> (16) <u>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条の規定による認定(以下「えるぼし認定」という。)の有無</u>	規定整備 規定整備 規定整備 規定整備 主観点項目の追加 主観点項目の追加
--	---	---

4/13

(追加)	(17) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定による認定（以下「くるみん認定」という。）の有無	主観点項目の追加
(追加)	(18) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定による認定（以下「ユースエール認定」という。）の有無	主観点項目の追加
(追加)	(19) 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス企業認証（以下「京都モデルWLB認証」という。）の有無	主観点項目の追加
(資格審査申請書の提出期限等)	(資格審査申請書の提出期限等)	
第4条 資格審査を受けようとする者は、資格審査申請書を2会計年度ごとに2通提出するものとし、その提出期限は、平成12年以降隔年の11月末日まで（同日までに資格審査申請書を提出しなかった者で知事が別に定めるものにあつては、その翌年の2月末日まで）とする。ただし、提出期限経過後において資格審査を受けようとする者は、当該提出期限の属する会計年度の翌会計年度の11月末日まで（同日までに資格審査申請書を提出しなかった者で知事が別に定めるものにあつては、その翌年の2月末日まで）に資格審査申請書を提出し、審査を受けることができるものとする。	第4条 資格審査を受けようとする者は、資格審査申請書を2会計年度ごとに__提出するものとし、その提出期限は、平成12年以降隔年の11月末日まで（同日までに資格審査申請書を提出しなかった者で知事が別に定めるものにあつては、その翌年の2月末日まで）とする。ただし、提出期限経過後において資格審査を受けようとする者は、当該提出期限の属する会計年度の翌会計年度の11月末日まで（同日までに資格審査申請書を提出しなかった者で知事が別に定めるものにあつては、その翌年の2月末日まで）に資格審査申請書を提出し、審査を受けることができるものとする。	提出書類の簡素化を踏まえた提出部数の見直し
2 (略)	2 (略)	

5/13

(添付書類)	(添付書類)	
第5条 資格審査申請書には、次の表に掲げる書類を添付しなければならない。	第5条 資格審査申請書には、次の表に掲げる書類を添付しなければならない。	
【別記1 参照】	【別記1 参照】	
注 建設業許可申請書、法人の登記事項証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書については、それぞれの発行機関において定めた様式によるものとし、複写機による写しをもつて代えることができる。	注 _____法人の登記事項証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書については、それぞれの発行機関において定めた様式によるものとし、複写機による写しをもつて代えることができる。	国土交通省大臣許可にかか る建設業許可証明書が原則 発行されなくなったため
(資格審査結果の通知)	(資格審査結果の通知)	
第7条 資格審査の結果は、建設工事入札参加資格審査結果通知書（別記第4号様式）によつて、当該申請者に通知する。	第7条 資格審査の結果は、別に定める様式による建設工事入札参加資格審査結果通知書によつて、当該申請者に通知する。	様式の規定方法の見直し
(資格審査申請書の変更等の届出)	(資格審査申請書の変更等の届出)	
第9条 資格審査申請書を提出した者又は建設工事の競争入札の参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）は、次に掲げる事項に変更があつたときは、直ちに建設工事入札参加資格審査申請書記載事項変更届（別記第5号様式。以下「変更等の届出」という。）に変更事項を証明できる書面を添えて提出しなければならない。	第9条 資格審査申請書を提出した者又は建設工事の競争入札の参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）は、次に掲げる事項に変更があつたときは、直ちに別に定める様式による建設工事入札参加資格審査申請書記載事項変更届（_____以下「変更等の届出」という。）に変更事項を証明できる書面を添えて提出しなければならない。	様式の規定方法の見直し
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)	

6/13

2・3 (略) (資格の承継) 第10条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定により建設工事の競争入札の参加資格を承継しようとする者は、<u>建設工事入札参加資格承継申請書</u> (別記第6号様式。以下「資格承継申請書」という。)に当該事由を証する書面その他知事が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。 4・5 (略) 6 府内業者で引き続き10年以上<u>建設業法第3条の規定</u>による許可を受けており、かつ、引き続き5年以上有資格者であるものが、合併等をする場合においては、当該資格を承継する者の資格審査について、知事が別に定めるところにより、特例措置を設けることとする。 (資格の取消し) 第11条 有資格者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について当該資格を取り消し <u>一、3年間建設工事の競争入札に参加させないことが</u>	2・3 (略) (資格の承継) 第10条 (略) 2 (略) 3 前2項の規定により建設工事の競争入札の参加資格を承継しようとする者は、<u>別に定める様式による建設工事入札参加資格承継申請書</u> (以下「資格承継申請書」という。)に当該事由を証する書面その他知事が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。 4・5 (略) 6 府内業者で引き続き10年以上<u>建設業</u> <u>許可</u>を受けており、かつ、引き続き5年以上有資格者であるものが、合併等をする場合においては、当該資格を承継する者の資格審査について、知事が別に定めるところにより、特例措置を設けることとする。 (資格の取消し) 第11条 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなつたと認めるとき又は<u>建設業許可を取り消された</u>ときは、その者について当該資格を取り消すとともに、<u>3年間建設工事の競争入札に参加させないことが</u>	様式の規定方法の見直し 規定整備 建設業許可の取消し時の入札参加資格の取り扱いについて、明記
--	---	---

7/13

ある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。 (1)～(6) (略) 2 (略) 3 第1項又は前項の規定により建設工事の競争入札参加資格を取り消した場合は、<u>建設工事入札参加資格取消通知書</u> (別記第7号様式) によつて、その者又は第9条第2項の規定による届出を提出した者に通知する。 <u>別記第1号様式 (第4条関係)</u> (略) <u>第2号様式 (第5条関係)</u> (略) <u>第3号様式 (第5条関係)</u> (略) <u>第3号の2様式 (第5条関係)</u> (略) <u>第3号の3様式 (第5条関係)</u> (略) <u>第3号の4様式 (第5条関係)</u> (略)	ある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。 (1)～(6) (略) 2 (略) 3 第1項又は前項の規定により建設工事の競争入札参加資格を取り消した場合は、<u>別に定める様式による建設工事入札参加資格取消通知書</u>によつて、その者又は第9条第2項の規定による届出を提出した者に通知する。 (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る) (削る)	様式の規定方法の見直し 様式の規定方法の見直し 様式の規定方法の見直し 様式の規定方法の見直し 様式の規定方法の見直し 様式の規定方法の見直し 様式の規定方法の見直し
--	---	--

8/13

第3号の5様式（第5条関係） （略）	（削る）	様式の規定方法の見直し
第3号の6様式（第5条関係） （略）	（削る）	様式の規定方法の見直し
第3号の7様式（第5条関係） （略）	（削る）	様式の規定方法の見直し
第4号様式（第7条関係） （略）	（削る）	様式の規定方法の見直し
第5号様式（第9条関係） （略）	（削る）	様式の規定方法の見直し
第6号様式（第10条関係） （略）	（削る）	様式の規定方法の見直し
第7号様式（第11条関係） （略）	（削る）	様式の規定方法の見直し

9/13

【別記1】

現行	添付書類	提出部数	
		府内業者	府外業者
1	商業登記事項証明書（法人である場合に限る。）	1	1
2	営業所一覧表（別記第2号様式）	1	1
3	消費税及び地方消費税の納税証明書	1	1
4	府税納税証明書（別記第3号様式）	1	1
5	総合評定値通知書（建築業法施行規則第21条の4に規定する通知書をいう。）の写し	1	1
6	技術職員名簿	1	1
7	とび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書（別記第3号の2様式）（とび・土工・コンクリート工事の競争入札の参加資格の審査を申請する場合に限る。）	1	1
8	とび・土工・コンクリート工事の工事経歴書（別記第3号の3様式）（とび・土工・コンクリート工事の競争入札の参加資格の審査を申請する場合に限る。）	1	1
9	ISO9001、ISO14001その他の環境マネジメントシステムの登録証の写し（各登録証の取得者である場合に限る。）	1	1
10	障害者雇用状況申告書（別記第3号の4様式）（障害者を雇用する者に限る。）及び障害者雇用状況報告書の写し（当該報告書の提出者である場合に限る。）	1	1

10/13

11	建設機械保有状況申告書（別記第3号の5様式）（当該機械の保有者である場合に限る。）	1	
12	建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者名簿（別記第3号の6様式）（当該免許取得者又は技能講習修了者を雇用する者である場合に限る。）	1	
13	建設業労働災害防止協会京都府支部が発行する会員証明書の写し（同支部の会員である場合に限る。）	1	1
14	京都府公安委員会が発行する不当要求防止責任者講習の受講修了書の写し（当該講習を修了した者を雇用する者である場合に限る。）	1	1
15	保護観察対象者等の雇用に関する証明書（保護観察対象者等を雇用する者である場合に限る。）	1	1
16	資本関係に関する事項等の申告書（業態調査）（別記第3号の7様式）	1	1
17	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の「加入」又は「適用除外」を証明する書類（総合評価値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況の欄が「未加入」となっている場合に限る。）	1	1

改正後（案）

	添付書類	提出部数	
		府内業者	府外業者
1	商業登記事項証明書（法人である場合に限る。）	1	1
2	別に定める様式による営業所一覧表	1	1
3	消費税及び地方消費税の納税証明書	1	1

11/13

4	別に定める様式による府税納税証明書	1	1
5	総合評価値通知書（建設業法施行規則第21条の4に規定する通知書をいう。）の写し	1	1
6	技術職員名簿	1	1
7	別に定める様式によるとび・土工・コンクリート工事の完成工事高内訳書（とび・土工・コンクリート工事の競争入札の参加資格の審査を申請する場合に限る。）	1	1
8	別に定める様式によるとび・土工・コンクリート工事の工事経歴書（とび・土工・コンクリート工事の競争入札の参加資格の審査を申請する場合に限る。）	1	1
9	ISO9001、ISO14001その他の環境マネジメントシステムの登録証の写し（各登録証の取得者である場合に限る。）	1	
10	別に定める様式による障害者雇用状況申告書（障害者を雇用する者に限る。）及び障害者雇用状況報告書の写し（当該報告書の提出者である場合に限る。）	1	
11	別に定める様式による建設機械保有状況申告書（当該機械の保有者である場合に限る。）	1	
12	別に定める様式による建設機械の運転に係る免許取得者・技能講習修了者名簿（当該免許取得者又は技能講習修了者を雇用する者である場合に限る。）	1	
13	建設業労働災害防止協会京都府支部が発行する会員証明書の写し（同支部の会員である場合に限る。）	1	
14	京都府公安委員会が発行する不当要求防止責任者講習の受講修了書の写し（当該講習を修了した者を雇用する者である場合に限る。）	1	
15	保護観察対象者等の雇用に関する証明書（保護観察対象者等を雇用する者である場合に限る。）	1	

12/13

16	別に定める様式による人権擁護運動に関する取組状況申告書	1	
17	えるぼし認定に関する「基準適合一般事業主認定通知書」の写し	1	
18	くるみん認定に関する「基準適合一般事業主認定通知書」の写し	1	
19	ユースエール認定に関する「基準適合事業主認定通知書」の写し	1	
20	京都モデルWLB認証に関する認証書の写し	1	
21	別に定める様式による資本関係に関する事項等の申告書（業態調書）	1	1

附 則

この告示は、令和8年11月1日から施行し、令和9年度の資格審査から適用する。